

日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会

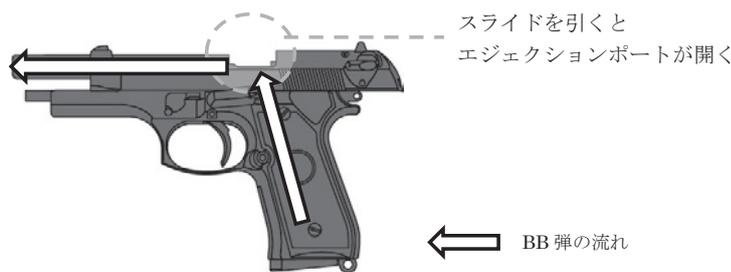
Injury Alert (傷害速報)

No. 144 エアコッキングガンのエジェクションポートに挟まれたことによる右示指指尖部外傷[Ⓓ]

事例	基本情報	年齢：7歳8か月 性別：男児 体重：23 kg
	家族構成	父，母，兄（13歳），妹（4歳）
	発達・既往歴	特記事項なし
エフエム		右示指外傷
医療費		入院 なし 外来 12,420円
原因対象	対象名称	エアコッキングガン（対象年齢10歳以上） 全長216 mm，重量740 g
	入手経路 使用状況	兄がインターネット通販で購入
発生状況	発生場所	自宅
	周囲の人 周囲の環境	父は出張中で不在。母は妹の世話をしていた。
	発生年月日	2024年4月X日（木） 午後10時0分頃
	発生時の 詳しい様子 受診までの経緯	本児は1人で遊んでいた。母が激しい泣き声を聞き、駆けつけたところ、エアコッキングガンのエジェクションポート（図1）に右示指を挟まれている状態であった（図2）。母が、挟まれた指を外そうとしたが困難であったため救急要請した。本児の話では、エアコッキングガンのエジェクションポートの奥にあるBall Bullet弾（略称：BB弾）が出てくる部分に指を入れて奥を探っていたところ、誤ってトリガーを引いてしまい、指が挟まれたとのことであった。
医療機関受診時 以降の治療経過 転帰	本児は、創部の確認を拒否して興奮状態であった。末梢静脈路確保およびミダゾラムの鼻腔内投与を試みたものの体動が激しく、実施できなかったため、セボフルラン吸入により鎮静した。処置中の激しい体動により、玩具から右示指が外れた。患部からの出血はなかったが、指腹に一部浮腫様の白色変化を認め、爪部に陥凹を伴っており（図3）、翌日の外来での経過観察とした。翌日の診察では、右示指の圧痛と運動時痛を認めたため、X線検査を実施したが骨折を示す所見はみられなかった。1か月後の再診では創部の疼痛は消失していたため、終診とした。	
キーワード	エアコッキングガン，エアソフトガン，指尖部外傷	



(使用前)



(スライドを引くと内部でバネが圧縮され、トリガーを引くとBB弾が排出される)

図1 正常時のエジェクションポートの開閉とエアコッキングガンの仕組み



図2 受傷状況：エアコッキングガンのエジェクションポートに右示指が挟まっている様子。本症例（指を挟まれた状態）では、トリガーを引くこともスライドを引くこともできなかった。

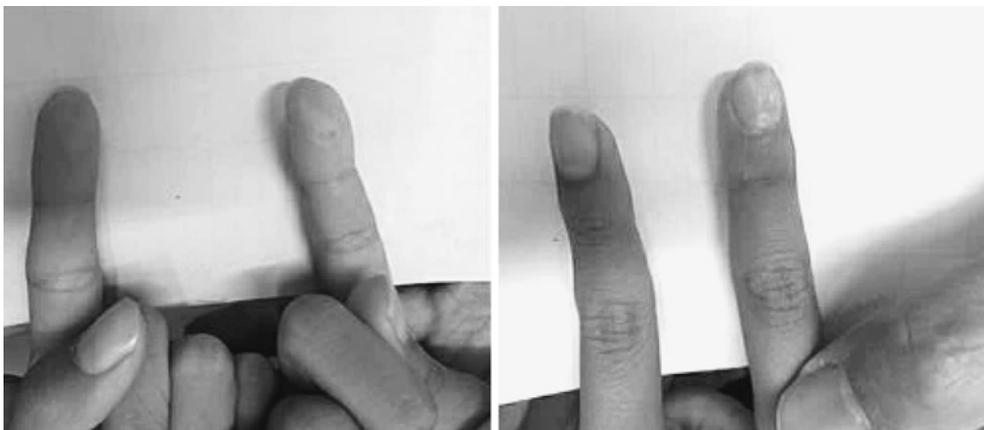


図3 解除後（右示指の浮腫性変化、爪部の陥凹）

【こどもの生活環境改善委員会からのコメント】

- ・本症例はエアコッキングガンのエジェクションポートに指を挟み、指尖部を受傷した事例である。本症例で使用されたエアコッキングガンは10歳以上18歳未満の使用を想定しており、1発ごとにばねの力を使用してBB弾を発射するモデルであった。本児は7歳であり、製品の使用可能年齢には達していなかった。
- ・エアコッキングガンを含む、「エアソフトガン」は銃の形をした玩具銃の通称であり、圧縮空気や圧縮ガス、圧縮バネその他の搬送力を利用してBB弾を発射させるものである¹⁾。エアソフトガンの所持については、各都道府県の青少年育成条例によって規定されている。例えば、神奈川県条例¹⁾では、「当該がん具銃用の弾丸を装填して水平射角で発射した場合において、銃口から50センチメートルの地点における弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超えるもの（概ね新聞紙5枚を貫通する力）」が「有害がん具」とされ、18歳未満では購入ができない。なお、海外ではエアソフトガンの18歳未満での所持を規制している国もある²⁾。
- ・エアソフトガンによる外傷については、実際にBB弾が当たったことによる眼外傷などは報告²⁾されているが、本症例のような操作の段階で負傷したものの報告は、検索した限り認められなかった。

予防策

- ・本症例では、エジェクションポートに指を入れた状態で誤ってトリガーを引いてしまったことが、指を挟まれた原因となっている。エアコッキングガンの構造上、ばねとスライド機構が仕組みとして必須で

あるため、挟まれるリスクを完全に排除することは困難である。

- ・ 製造販売企業への要望
 - 製造設計上、エジェクションポートに指が入りにくくすること
 - 製品パッケージに挟まれる危険性に対する注意喚起を明示すること
- ・ 保護者、使用する子どもたちに対して
 - 威力の抑えられているエアコッキングガンについても、きょうだいがいる家庭などでは適応年齢以下の年齢の子どもが誤って触れてしまい、誤射による眼外傷の危険性も想定される。保護者は、購入時に年上のきょうだいと、販売後業者から推奨されている使用方法（使用者と周囲の人に専用ゴーグルが装着されている、など）を守る、自宅内での管理する場所を徹底する、適用年齢以下のきょうだいの前では使用しない、などの取り決めを話し合い、保護者の監視下での使用を徹底してほしい。

参考文献

- 1) 神奈川県. 青少年保護育成条例に係る告示（有害がん具類の指定 平成18年2月14日）. <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p12545.html>（参照 2025-01-19）
 - 2) Saunte JP, Saunte ME. 33 cases of airsoft gun pellet ocular injuries in Denmark. *Acta Ophthalmologica Scandinavica* 2006 ; 84 : 337-340.
-